

○大府市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療行為により免疫を失った場合に、接種済みの予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく定期予防接種の予防効果が期待できないと医師が認め、任意で再度、当該予防接種（以下「予防接種」という。）を受けようとする者に対する費用の補助について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 予防接種の対象となる者は、次に掲げる要件を全て備える者とする。

- (1) 医療行為により免疫を失い、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師が認めた者であること。
- (2) 予防接種時において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に登録されている者であること。

(対象となる予防接種)

第3条 対象となる予防接種は、次の各号に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病に該当するものであること。
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則（昭和39年厚生省令第27号）の規定によるものであること。
- (3) 20歳までに受ける予防接種であること。ただし、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の6に規定する特定疾病については、同条の表に掲げる年齢までに受ける予防接種に限る。

(認定申請)

第4条 予防接種に係る費用の補助を受けようとする者は、予防接種を受ける前に、大府市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費補助対象者認定申請書（第1号様式）に母子健康手帳の予防接種の記録が記載されているページ又は医療行為により免疫を失う以前の予防接種の履歴が確認できるものの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(認定申請に対する審査及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、大府市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費補助対象者認定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、予防接種を実施する医療機関等（以下「予防接種実施機関」という。）に対し、予防接種実施依頼書（第3号様式。以下「依頼書」という。）により当該予防接種を依頼するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、適当と認められないときは、大府市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費補助対象者認定却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(予防接種の実施)

第6条 補助を受けて予防接種を受けようとする者は、予防接種実施機関に依頼書を提出し、予防接種を受けるものとする。

2 予防接種実施機関は、依頼書の提出を受けた場合は、予防接種予診票の記載内容を確認し、予防接種を行うものとする。

(費用の請求)

第7条 市長が契約した市内の予防接種実施機関（以下「委託実施機関」という。）は、依頼書により行った予防接種について、所定の請求書に予防接種予診票を添付して、翌月10日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、委託実施機関から提出された請求書を受理した日から30日以内に当該委託実施機関に委託料を支払うものとする。

(医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種補助金)

第8条 委託実施機関以外の予防接種実施機関において予防接種を受けた者は、当該実施機関に対し、予防接種に要した費用を支払うものとする。

2 市長は、前項の規定により費用の支払をした者に対し、大府市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

3 補助金の額は、予防接種に要した費用の額とする。ただし、市と一般社団法人知多郡医師会大府市医師団が締結する個別予防接種の委託契約に定める額を上限とする。

(補助金の交付申請)

第9条 第5条第1項の規定により認定を受けた補助対象者は、予防接種を受けた後、大府市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種費補助金実績報告書兼請求書（第5号様式）に予防接種予診票及び接種に要した金額の分かる領収書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び支払)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、大府市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種補助金交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知し、交付すべき補助金の額を支払うものとする。

2 前項の審査の結果、適当と認められないときは、大府市医療行為により免疫を失った場合の定期予防接種再接種補助金交付却下通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。